令和４年10月21日

真境名事務所通信（Ｒ4-5）

「経審基準日・許可年月日変更届提出」について

沖縄市高原６丁目20番３号
行政書士真境名健二事務所
majikina@orange.ocn.ne.jp

皆様おはようございます。いつもお世話になります。
今日は、大切なのに意外と忘れられがちな「経審基準日」及び「新しい建設業許可が届いた時の許可年月日」等の変更届についてのお知らせです。

皆様のお手元に新しい経営事項審査結果通知書や新しい建設業許可証が届いた時が市町村に変更届を提出するタイミングです。
経審結果通知書の有効期間は「審査基準日（決算日）から１年と７カ月」と決まっています。例えばＲ３年３月31日決算の会社はＲ４年10月31日まで、またＲ３年６月30日決算の会社はＲ５年１月31日まで有効となります。
今年は入札参加申請があるので、新しい経審結果通知書も提出しますが、念のため、各社で変更届として期限内に出しておいた方が無難です。

有効期限が切れた状態のまま、新しい経審結果通知書変更届を出さなければどうなるか？というと「新たな契約が出来なくなるために、指名の候補からはずされて」しまいます。
たまに地元市町村の担当者から「もうそろそろ期限が切れるから、新しい結果通知書を持ってきて」と催促されるのは、「親切」と思っていたほうがいいでしょう。他市町村からはこういう連絡はまずありません。有効期限が切れたら「指名からはずれる」だけです。

同じように、新しい建設業許可が来たとき・本店移転した時・代表者が交代した時・増資した時等は入札参加を出した市町村には必ず変更届を提出しておいて下さい。真境名事務所のＨＰに各市町村の変更届の書式を掲載しておりますので、ご利用ください。
※各種変更届の提出代行をご希望の方はご連絡ください。

各種の変更届は、「出さないといけない」のではなくて、「入札参加資格の権利を守るため」に提出するもの、という感じでとらえるといいかと思います。